

八戸市建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第3条第1項及び第3項並びに第4条第2項の規定に基づき、建設資材廃棄物の引渡しの完了に係る報告制度を設けることにより、建設資材廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設資材廃棄物 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第2条第2項に規定する建設資材廃棄物をいう。
- (2) 対象建設工事 建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事をいう。
- (3) 元請業者 建設リサイクル法第2条第10項に規定する元請業者をいう。
- (4) 自主施工者 対象建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。
- (5) 産業廃棄物処分業者 廃棄物処理法第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。
- (6) 特別管理産業廃棄物処分業者 廃棄物処理法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者をいう。

(引渡完了報告)

第3条 元請業者又は自主施工者は、八戸市の区域内において施工した対象建設工事に伴って生じた建設資材廃棄物について、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への引渡し（元請業者又は自主施工者が自らその処分を行う場合にあつては、当該処分のための事業場への搬入とする。以下同じ。）を完了したときは、その日から20日以内に、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 対象建設工事の名称
- (2) 対象建設工事の場所
- (3) 対象建設工事の種類
- (4) 対象建設工事の規模

- (5) 当該対象建設工事に係る建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出に係る年月日及び提出先
 - (6) 建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への引渡しを完了した年月日
 - (7) 建設資材廃棄物の種類ごとに、その運搬を行った者の氏名又は名称並びに産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への引渡しに係る相手方の氏名又は名称、所在地及び引渡しをした量
- 2 前項の規定による報告は、対象建設工事ごとに、建設資材廃棄物引渡完了報告書(別記様式)を提出することにより行わなければならない。
- 3 前項の建設資材廃棄物引渡完了報告書には、建設資材廃棄物の運搬を受託した者から廃棄物処理法第12条の3第3項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写した書面又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定により通知を受けた建設資材廃棄物の運搬を受託した者が当該運搬を終了した旨の報告を紙に出力した書面を添付しなければならない。
- 4 元請業者又は自主施工者は、自らその建設資材廃棄物を運搬した場合には、前項の規定にかかわらず、当該運搬に際し運搬車に備え付けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第7条の2第3項第1号(同規則第7条の2の2第4項又は第8条の5の4において準用する場合に限る。)に掲げる事項を記載した書面の写しを添付するものとする。

(引渡完了報告の催告)

第4条 市長は、元請業者又は自主施工者が正当な理由がなく前条の規定による建設資材廃棄物引渡完了報告書を提出しないときは、当該元請業者又は自主施工者に対し、期限を定めて、建設資材廃棄物完了報告書を提出するよう催告するものとする。

(引渡完了報告の適用除外)

第5条 第3条及び第4条の規定は、建設リサイクル法第11条に該当する対象建設工事の施工に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への引渡しについては、適用しない。

(報告の徴収)

第6条 元請業者又は自主施工者が第4条の規定による催告を受けた場合において、建設資材廃棄物引渡完了報告書を提出しなかったときは、市長は、当該元請業者、自主施工者その他の関係者に対し、当該催告に係る建設資材廃棄物に関して廃棄物

処理法第18条第1項に基づき報告を求めることがある。

2 第4条及び前項の規定は、廃棄物処理法第18条第1項の規定に基づく報告の徴収を妨げるものではない。

(関係者の連携等)

第7条 市長は、建設資材廃棄物の引渡しの完了に係る報告に関する事務を適切かつ円滑に行うことができるよう関係地方公共団体、対象建設工事に係る関係団体その他の関係者との連携の強化を図るとともに、建設資材廃棄物の適正な処理を推進するため、対象建設工事を施工する者等の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、建設資材廃棄物の引渡しの完了に係る報告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、対象建設工事の施工に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者への引渡しであって、同日以後に完了するものについて適用する。

別記様式（第3条関係）

（表 面）

建設資材廃棄物引渡完了報告書

年 月 日

八戸市長 殿

報告者（ 元請業者 自主施工者）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

八戸市建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

対象建設工事の概要	名 称		
	場 所		
種 類 及 び 規 模	<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事	工事対象床面積の合計 ㎡	
	<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	請負代金 円	
建設リサイクル法の規定による届出年月日及び受理番号		年 月 日 第 号	
建設資材廃棄物の引渡し（搬入）を完了した年月日		年 月 日	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> ①マニフェスト（B2票）を複写した書面 <input type="checkbox"/> ②電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 <input type="checkbox"/> ③運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し（自己運搬の場合）		
引渡し搬入をした建設資材廃棄物の種類	運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]
	処分業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業場の所在地	
	引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)
	運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]
	処分業者	氏名又は名称	[許可番号]
処分を行う事業場の所在地			
引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)	

注1 欄には、該当箇所「レ」を付すこと。

2 添付書類として①又は②の書類を添付した場合は、引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類、運搬を行った者の氏名又は名称、処分業者の氏名又は名称及び処分を行う事業場の所在地並びに引渡し(搬入)をした量の記載を省略することができる。

3 引渡し(搬入)をした量の単位は、t(トン)又はm³(立方メートル)のいずれかに○印を付すこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏面)

引渡し搬入をした建設資材廃棄物の種類	運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]
	処分業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業場の所在地	
	引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)
	運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]
	処分業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業場の所在地	
	引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)
	運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]
	処分業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業場の所在地	
	引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)
	運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]
	処分業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業場の所在地	
	引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)
	運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]
	処分業者	氏名又は名称	[許可番号]
		処分を行う事業場の所在地	
	引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)
運搬を行った者の氏名又は名称		[許可番号]	
処分業者	氏名又は名称	[許可番号]	
	処分を行う事業場の所在地		
引渡し(搬入)をした量		(t ・ m ³)	